

議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和4年7月13日（水曜日）

開 会 午後1時08分

閉 会 午後2時11分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 13人

座 長 高 田 真 里

副 座 長 高 原 讓

委 員 金 岡 貴 裕

// 織 田 伸 一

// 舎 川 智 也

// 江 西 照 康

// 大 島 満

// 谷 口 寿 一

// 尾 上 一 彦

// 松 井 桂 将

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 赤 星 ゆかり

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡辺 康裕
事務局次長	笠間 信行
議事調査課長	坂口 輝之
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主査	土方 智樹

6 協議結果について

1 委員会記録の永久保存・公開について

(提案の趣旨:委員会記録は、現在は10年保存ののち廃棄されている。市議会の委員会でどのような議論があったのか、議案や請願・陳情やその他市政に関わる質疑や意見、当局の見解、参考人の意見陳述、討論、採決など、全て大切な記録として残し、市民がいつでも閲覧できることが重要であることから、永久保存とし、インターネットで公開する。)

意見の一致は見られなかった。(現在の保存年限である10年を経過した委員会記録を、それ以降も保存するという点では意見の一致を見たが、保存年限が過ぎたものをどのくらいの期間、どこで保存するのかについては意見の一致は見られず、継続協議とすることとなった。なお、現在の委員会記録の文字のポイント数を小さくしてページ数を減らしてはどうかとの意見があった。また、委員会記録のインターネット公開期間について、現在の委員会記録の保存年限に準拠した10年という意見がある一方で、サーバーの容量等に支障がない限り、永年に近い形で公開すればよいとの意見もあり、意見の一致は見られなかった。)

2 政策検討会議の設置について

(提案の趣旨:政策検討会議は、政策立案を目標に、議員間討議や具体的な調査・研究を行う会議で、各会派から選出した議員で構成する。調査研究、条例案の検討、作成をするにあたっては、市の関係部局からの助言や参考人招致、公聴会の開催も必要に応じて活用し、大学との連携も必要に応じて行う。)

意見の一致は見られなかった。(全ての会派で議論する場がないため賛成するという意見がある一方、現在の常任委員会、特別委員会で協議ができていたので改めて設置する必要はない、政策検討会議や常任委員会でなくとも会派間で活発に意見を交わしていけばいい、常設すると委員が固定されるとの反対意見があった。)

3 議会モニターの設置について

(提案の趣旨:市民に身近に感じてもらえる開かれた議会づくりに向け、議会に対する印象や御意見をお聞きし、よりよい議会運営に反映させるため、議会モニター制度を導入してはどうか。「議会モニター会議」を開催し、市議会の運営や活動等について、委嘱した議会モニターから意見をお聴きする。出された意見について議会側がどう対応するかも話し合っ、その結果をホームページなどで公開し市民にフィードバックすることで、信頼関係も高まる。)

意見の一致は見られなかった。（市民から多様な意見を幅広く聞くという方向性は一致していたものの、議会モニター制度を導入している自治体は富山市と比較して小規模な自治体が多く富山市にはなじまないという意見や、議会モニターのメンバーの決定に公平性が保てるかという問題があり、議員としてしっかりと市民の声を聞くべきであるという意見など、議会モニター制度の設置については反対との意見が多数であった。なお、議会だよりのアンケートや本会議を傍聴された方の意見などについて、議会全体で内容を共有してほしいという要望があった。）

7 会議の概要

座長 議会改革検討調査会を開会いたします。
協議に先立ち、調査会記録の署名委員に、大島委員、谷口委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、協議事項の1番目、委員会記録の永久保存・公開についてであります。
この件につきましては、昨年度も協議を行いましたけれども、結論が出ておりません。
また、委員からは、委員会記録をインターネットで公開していく上で、サーバーの容量を考慮する必要があるとの意見をいただいております。
それでは具体の協議に入ります。
委員も新しくなっておりますので、提案者であります日本共産党から改めて提案理由の説明をお願いいたします。

赤星委員 この件につきましては、座長のおっしゃったとおり、昨年度の会議で提案させていただきまして、多くの委員から委員会記録が10年経過後に廃棄されていたことをそもそも知らなかったという声や、当然保存すべきであるとの御意見も少なからず出していただきまし

た。このままでは委員会記録がどんどん消えていってしまうため、早く具体的に協議をしていただいで、残していけるようにできたらいいと思っております。

インターネットで公開する際、サーバーの容量が足りないのかどうかにつきましては、事務局から実情をお聞かせいただければと思っております。

座長 今ほど赤星委員から説明がありましたけれども、ここで、前回、御意見のありましたサーバーの容量について事務局より説明をさせます。

議事調査課長 現在、富山市議会のホームページでは平成29年6月定例会以降の委員会記録、平成30年以降は議案説明資料等の関連資料も併せて公開をしております。

委員会記録等の公開に当たり、使用するサーバーの容量について、担当課である広報課に確認したところ、これまでと同様にPDFデータで公開していくのであれば10年程度は大丈夫ではないかとの回答を得ております。なお、委員会記録等をインターネットで公開していくことにかかる掲載費、サーバーの維持費といったものは現時点では発生していま

せん。仮に、今後10年程度公開することになった場合でも追加の費用は発生しないということでございます。

座長 ただいま説明があったとおりであります。それでは日本共産党より提案のあった件について、質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 ないようでしたら、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

織田委員 提案の中に委員会記録の10年保存という話とインターネット公開の話がありましたが、ちょっと分けて考えたいと思います。委員会記録の10年保存について、以前の提案の要旨を読んでおきますと、中核市でもかなりの都市が永年保存を行っているということでありました。日本共産党は永久保存という言葉を使っておられましたが、永久と永年では意味がちょっと違うのかなと。つまり長い年月という意味での永年と捉えて話をさせていただきたいと思います。委員会記録を10年以上保存する場合、そも

そも文書を保存するスペースがあるのかお聞きしたいと思います。

議事調査課長 現在、議事調査課が管理をしている書庫では委員会記録など10年分を保存しておりますが、現状で空きスペースは余りない状況でございます。

織田委員 空きスペースがないということなのですが、永年保存するというのであれば、書庫以外の部分でどのような保存方法があるのかお伺いしたいと思います。

議事調査課長 保存期間が満了した公文書で、歴史資料として重要なものとして位置づけた場合—具体的には歴史公文書選別基準に議案や会議録、議決書などとある、この議決書などの部分に委員会記録等を位置づけた場合、公文書館に引き渡しを行い、保存をするということは可能かと思えます。

織田委員 委員会記録は10年間の保存期間であり、この期間は書庫で保存をされている。そして、その書庫のスペースには限りがあり、これ以上の保存が難しいということであれば、それ以上の年月の部分については公文書館に移し

て保存をするという考え方でいいのではないかと思います。

金岡委員

ちょっと分からなくて言うのですけれども、書類の保存スペースがないのであればインターネットで公開する際はサーバーの容量は必要かもしれないのですけれども、データで保存するという方法は取れないのでしょうか。

座長

データで保存する部分と、紙ベースで保存する部分と分けて進めたいと思っておりますので、まずは紙ベースのことでお話をいただいてもよろしいでしょうか。

金岡委員

インターネットで公開するのとは別で、紙としてではなく、データとして保存することは可能かという質問なのですが。

座長

まずは紙ベースの話を。

(「分かりました」と発言する者あり)

大島委員

合併をしてからもうすぐ20年になるというときに、10年ぐらいで紙の委員会記録がなくなっているということ自体が驚きで、書庫にスペースがないという話がちょっとにわか

には信じ難いのです。

例えば、私の控室の横は半分空いているので、事務局が使いますということであればそこに保存するなり、何か工夫をして、10年程度の紙での保存は十分できると思います。

紙の委員会記録は、最低でも20年くらいは是非保存していただきたい。管財課に言えば、そのくらいのスペースはすぐに空けられるのではないかと思います。

座長

今、紙の保存期間については10年保存との意見と、20年保存との意見があるのですが、ほかに御意見はありますか。

高田 重信委員

今の大島委員の意見ですけれども、どこにでも置けばいいというものではないと思います。目が行き届く、しっかりと管理できるところに置かなければならないと思いますし、ましてや、その後、永年的に管理するとした場合にも一20年だとしても、どこかで1つの線引きは必要だと思います。10年の保存期間の以後については、先ほど織田委員が言ったように、公文書館でしっかりと保管してもらおう。公文書館が何年管理をするのかですけれども、提案にあった永年保存については可能だと思います。

そのときに必要な手続を取れば公文書館でどれだけでも見られるわけですから、公文書館でしっかり管理してもらうのが正しいと私は思います。

江西委員

委員会記録が必要かどうかということが議論の対象であって、物理的にどこで保管ができるのかは二の次だと思います。

今の高田 重信委員の話だと、どこにでも置けばいいというものではないということであれば、本来継承すべき、大変大切なものとして認識をしておられるのだと思います。

歴史的な遺物としてその記録を残すという意味合いではなくて、委員会の記録として議会のどのような経過でどのようになったのかということを残すという意味合いで、他の中核市でも行っているのであれば、大島委員の言ったように、スペースがないということを議論すること自体がそもそもおかしいのではないかと思います。最初からインターネット公開も含めた上で、どう残すのかということを議論すべきであって、手法を議論することは余りにも浅い議論ではないかと思います。

高田 重信委員

決してそうではなくて、公文書を残すという公文書館の責任を考えると、今までやってき

た10年の保存期間はそれでいいと思います。それ以降についてはしっかりと公文書館で保存すると。

江西委員とは多少考え方が違うかもしれませんが、私はそのことのほうが重要だということ意見で意見を述べさせていただきました。

江西委員

それはそれでいいのです。

要は10年以上の歴史が必要かどうかということについてどう思っているのかということですから、10年前の議論は必要ないという考えも1つだと思います。それはすぐに引き出せるところに保管する必要はないという考えだと思いますけれども、それを含めて、他の中核市も残してきている中でやはり10年というのは一私はずいこの間市議会議員になったような気がしていますけれども、早くも6年がたつぐらいです。今の時代は長寿社会にもなっていますから10年というのは非常に短い期間だと思いますので、もっと長く保管する方向で考えるべきだと思います。

村石委員

基本的には江西委員とよく似ているのですけれども、合併や学校再編の検証、子どもたちの成長—20年、30年後にどのようになっているのか、市町村合併の20年、30年後

にどうなっているのかということを見ると、議会の中で保存するべきスペースがないのであれば、あるようにするべきだと思います。議決したのは議会であるため、20年、30年と議会として保管をし、議員として議会の中で検証ができるようにするべきだと思います。

谷口委員

今、10年を超えたものをどうするのかという議論になっているかと思いますが、公文書館で残せるということであれば、とりあえず公文書館でしっかりと管理をしてもらえればそれで何ら問題はないと思います。どうしても議会に置いておかなければならないという内容のものではないとも思います。公文書館にスペースがあり、しっかりと管理をもらえるのであれば、新たに場所をつくるのではなく、10年たった後に関しては公文書館の管理の下で行っていただければいいと思います。

座長

今まで10年間で廃棄されていたものをそれ以降も残すという部分においては、基本的に皆さん一致しているということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 10年を超えたものをどうするのかで皆さんの意見が分かれていますのですが、ほかに御意見のある方はいらっしゃいませんか。

赤星委員 公文書館は婦中行政サービスセンターの4階にあります。

昨年、富山市大山豎穴住居跡展示館が廃止になるという議案が出たときに私は調べに行きました。旧大山町役場のときのもので、大山行政サービスセンターでは詳しい記録がないということで、公文書館に行き、いろいろ調べたのですけれども、やっぱり大山行政サービスセンターに行ってくださいと言われ、行ったり来たりとなりました。

議会で責任ある議決をするときに、このような状態ではまずいと思ったことがあります。スペースの問題は物理的に何とかできるものだと思います。

議員が何かを調べるときにすぐ手元に一例えば議会図書室にもスペースがあるので、すぐに調べられるような状態にしておくこともやはり大事ですし、市民の皆様も何かあるときに調べやすいことが大事だと思いますので、この議会棟でできる限り保存していくことが

望ましいと私は思います。

また、現在の委員会の記録は文字が大きく、ページ数がものすごく多くなっていますので、委員会の記録等をインターネットで公開する場合、本会議の会議録の形で保存し、公開できるようにすれば一番いいと思っています。

松井委員 ほかの中核市もほとんどが永年保存ということですから、方法は幾つもありますけれども、残すということは大事なことであるという認識はあります。

座長 先ほど事務局にお答えいただいたように、現状ではスペースはいっぱいであるということです。

それでどう残していくのかをここで話し合っていくよりも、残すことが先決と言うとおかしいですが、大切だと思います。

10年経過したものを公文書館で残すということに関しては納得がいかないということでしょうか。

大島委員 公文書館で保存する場合、議会棟にあってすぐに見られるのかどうかということとは大分違うと思います。調べたいものが手元にある場合、事務局の方にも一緒に探していただけ

るかもしれません。

やっぱり最低でも20年は紙で議会棟に残すべきだと思います。その後は公文書館に移してもやむを得ないと思います。

スペースがないという理由は重要性から考えると言い訳にはならないと思います。

村石委員

今ほどの大島委員と同じような考え方です。

やはり、先ほども言いましたように小学校の学校再編などもあり、10歳くらいの子もたちが、学校が20年後どうなっているのか、子どもたちがどう成長したのかなどを見ていかなければならないということもあり、20年ぐらいは議会に置いておくと。

先ほど、赤星委員の言われたとおり、委員会記録の字が大きいのです。スペースの問題のことを言われていますけれども、あのような大きい字で作成すると紙の枚数も多くなります。字の大きさを本会議の会議録の字の大きさに変えていけば、同じスペースで今よりも多く保存できるため、そういうことも当然検討しなければならないという具合に思っています。

舎川委員

すぐに見ないといけないという必要性があるのかどうかということです。いつ何どき、ど

うということが起きて、過去を振り返るということはあるのかもしれないけれども、公文書館に置いておくことは都合が悪くて、近くにないと駄目だということの必要性が分からない。その辺が少し難しいのかと。

大島委員

今、3年遡って、つり橋の談合事件が発覚しましたけれども、その前からの委員会の記録を読むと、委員会の中でそういう費用が上がるのではないかななどの説明や資料もあります。今、たまたまインターネットで検索できましたけれども、それができなくなるという状態になれば、やはり紙で残っているということが非常に重要だと思います。

また、村石委員がおっしゃるように小・中学校の統廃合について10年、20年のスパンで考えるということになると、10年、20年前にどういう論議があり、どのように決まったのかは非常に重要な問題ですので、是非20年は必ず紙で残していただきたい。

村石委員の言われるように、活字のポイントもあれだけ大きいと紙の枚数が3倍になっているという感じですか。署名するときには読みやすいのですけれども、どうしてあれほどに文字が大きいのか、そこまでの必要があるのかということやはり大事な問題ではないで

しょうか。

スペースがないのであれば、まずはそこから紙の枚数を減らすべきであり、文字のポイント数は非常に重要だと思います。

舎川委員 委員会記録が公文書館にあるとまずいのでしょうか。

赤星委員 公文書館の場所は婦中地域なのです。一々そこに行って調べるのか、この議会棟内ですぐに調べられるのか—今までは必要がなかったのかもしれませんけれども、6年前の議員報酬の引上げ時の議会運営委員会の記録など、私は委員会記録を時々見えています。

舎川委員 それはインターネットでも見られると。

赤星委員 インターネットで見られるものは平成29年以降のもので、それ以前のは事務局に何年頃にこういうやり取りがあったと思うと伝え、紙で調べてもらい、その写しを請求しています。

それが公文書館に置かれてしまうと、まず婦中行政サービスセンターに行き、こういう書類を探していると説明することが必要になり、見つけるのに大変時間がかかってしまいます。

谷口委員 場所のことも議論の1つですが、10年を過ぎたものを紙ベースで残すということで、とりあえず決めていけばいいのではないですか。まずは残っていなかったものを残すということでもいいのではないですか。

座長 そこについては皆さんの意見は一致しているということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 そもそも10年で廃棄していたことについて、何か根拠はあったのですか。

議事調査課長 委員会記録の保存年限ですけれども、現在では簿冊保存期間の基準表というもので委員会記録は10年と定めておきまして、10年を過ぎたものは廃棄していたということになります。

座長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。10年以上保存するという事で意見の一致を見て、それ以降の取扱いについて継続して協議する—といっても10年の保存期間が切れるものが出てくるので、ここで決めて議長に報告する……。

そうしましたら、今までは10年で廃棄されていたものを残すというところで、まず意見の一致を見ました。スペースの関係や10年、20年経過したものはで公文書館に引き継いでもらうのかということについては、一旦事務局で検討してもらおうということによろしいですか。

村石委員 それはそれでいいのです。
議事調査課長にお尋ねするのですが、今決めているのは例規集の中なのか、内規の中なのか、どこを根拠に見ておられるのか、その出処を教えてください。

議事調査課長 富山市文書取扱規程の中の基準表になります。

高田 重信委員 この2つの意見があったということを議長に報告するということですか。

座長 報告をします。
また、議会事務局でもスペースのことを1回検討してもらいます。

高田 重信委員 検討してもらったことは、またフィードバックされ、それについて議論するということですか。

座長 はい。

谷口委員 今、議事調査課長から話のあった富山市文書取扱規程で10年という取扱いなのですよ。もしこちらで20年保存するということになれば、その規程を変えていかなければならなくなるのですよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

谷口委員 そうであれば、規程を変えずに今すぐに行うこと—10年で公文書館に移すことはすぐに行うという発想でよろしいですか。

座長 はい。

大島委員 今の規定では10年で廃棄するということですから、それをまず永久、永年に変えないといけない。

座長 今、谷口委員が言われたのはそうではなくて、10年という規定があるので、これまで10年を過ぎて廃棄されていたものを公文書館に移すことは今すぐに行えますね、という確認です。

大島委員 座長、それはできないです。廃棄しないといけないのではないですか。公文書館に持っていくということは廃棄をしないということになるので、それは無理だと思います。

議事調査課長 御説明いたしましたけれども、今後、この検討を踏まえまして、この委員会記録を議案、会議録、議決書等の重要なものに類するものとして位置づけをすれば、今後この文書については公文書館に引き渡しをして保管をしていただけるということになります。

座長 そうしましたら、紙ベースのものはそうなのですが、もう一つ、インターネットの公開については平成29年から今年を経過するところを迎えているのです。これに関して、御意見をいただきたいと思います。

舎川委員 先ほどの富山市文書取扱規程で委員会記録の取扱いはどのようになっているのですか。質問が重複していたらすみません。

議事調査課長 簿冊保存期間基準表では委員会記録の保存期間は10年と定めております。

舎川委員 インターネットの取扱いについても、それに

準拠した形で10年間ということではないのでしょうか。

高田 重信委員 先ほど、議事調査課長からあったように、PDFデータであれば10年は掲載できるということでしたので、それを踏まえて10年ということで、今日決めればよろしいのではないかと。

大島委員 10年の規定を外して、別の場所に持つていくというのであれば、インターネットで公開するのは10年に限らず、できるのであれば20年のほうがいいのではないのでしょうか。

議事調査課長 先日、広報課に10年程度ということで確認をしましたので、それよりも先、例えば20年、30年分を載せることの影響はないのかなど、改めて確認をさせていただきたいと思います。

座長 ほかに御意見はございませんか。
今ほど議事調査課長が広報課に確認された内容でいくと、委員会記録のインターネット公開は、今5年目なのですが10年程度は大丈夫とのことですので、ホームページでPDFで見られる期間は、ひとまず、10年として

よろしいでしょうか。

村石委員　今は広報課との協議で、10年程度はインターネットで見られるようにしようということによって決まっているということなので……

（「まだ決まっていない」と発言する者あり）

村石委員　先ほどの議事調査課長のお話では、広報課の理解として10年程度はインターネット上に載せることができるという解釈ではないのですか。

議事調査課長　できると言いますのは、サーバーの容量や費用など問題が特段発生しないのでできるということでございます。

赤星委員　原本は10年で廃棄しないということですから、これから載せていくものについては、容量など、支障が出ない限り、順々に載せていけばいいと思います。

合併前の町議会の会議録を載せていることもありますし、調べやすいように可能な限り公開すればいい。

先ほども言いましたけれども、そのときに文字の大きさを小さくして、容量を小さくして

いくということはあるかと思えます。

座長 ほかに御意見はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 今確認できているのはサーバーの容量的に10年程度までは可能ということです。今日の段階では5年経過していますが、あと5年は大丈夫ということですので一社会情勢がどのように変わっていくのかなど分かりませんが、最低でも10年はホームページ上で見られるようにするというところでひとまずよろしいでしょうか。

江西委員 よろしいのかどうかについてですが、明らかによろしくないという人がいるわけです。もともと10年という期間は決め手があったわけではないですから、今載せているものは10年くらいは大丈夫でしょうという報告があっただけで、せっかくここで議論をしたのに、何も進んでいないわけです。両方の意見がありますと止めるのであれば分かりますけれども、10年までは載せるということでもいいですねと、座長が案を締めるといえるのはおかしいと思えます。

それぞれ意見があるということだと思うのですけれども、10年載せることでとりあえず了承したというようなストーリーには決まっていなないと私は思います。

座長 簿冊保存期間基準表で10年と定められているというところをもって、そのように私は発言したのですが、それ以上に可能な限りとなると今後のことは分からないわけです。そのため、最低でも10年は載せられるという広報課に確認いただいた内容がありましたので、今日の段階ではひとまず10年までは載せましょうということで合意が得られるのではないかと思ったのですけれども、違いますでしょうか。

江西委員 それは議会事務局との打合せ内容がここで報告されているだけであって、どちらの意見が多いのかということとは分かりませんが、納得しないという委員がいるのだから、そうした記録を残しておけばいいだけだと思います。

谷口委員 この検討調査会は全会一致でないと採択できないのですよね。

座長 全会一致でなくても、平行線のものは平行線

として、議長に報告をする形になります。

赤星委員 議会事務局から広報課に確認いただいたのは、現在の文字の大きさのPDFで10年くらいというお話ですよ。それにこだわらず、これは議会として重要なもので残さなければならないということについて今日は合意をします。インターネット上の問題については別に一具体的に技術的な問題を調整していただければいいのであって、インターネット上で10年と決めるのは違うと思います。インターネット上でも、できる限り永年に近い形で公開していくことが一番いいと思います。国会の記録もかなり前まで調べられますので。

座長 意見の一致が見られないので、今の状況を議長に報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、2つ目の政策検討会議の設置について、提案者であります立憲民主市民の会から提案理由の説明をお願いいたします。

村石委員

前回提出したものと基本的には同じなのですが、具体的に言ったほうがいいと思いますので、検討事項についてをご覧ください。政策検討会議の設置に当たっては、大津市議会を例に検討していただきたいと思います。次に、大津市議会の内容を示したいと思います。

政策検討会議は、政策立案を目標に、議員間討議や具体的な調査・研究を行う会議で、各会派から選出した議員で構成されます。

平成23年6月から制度化しており、交渉会派（3人以上所属の会派）から提案のあったもののうち、議会運営委員会で賛同が得られた場合に設置されます。

委員は全ての会派からそれぞれ選出される1名の議員—1人会派の方も必ず入れるということです。座長を選出する会派は座長のほか1名の委員で構成されます。

また、議員全員による政策検討会議全体会が同時に設置され、政策検討会議で調査・研究、条例案の検討・作成が行われたことの経過報告等を受け、議会全体で協議を行っています。調査・研究、条例案の検討・作成をするに当たっては、市の関係部局からの助言や参考人招致、公聴会の開催、さらには政策検討会議アドバイザー制度により大学との連携も必要

に応じて行います。

令和4年度政策検討会議のテーマは、①公文書管理の在り方、②若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり、③歯と口腔の健康づくりとなっています。

また、組織の結成図は別紙資料に今説明したもののイメージ図があります。議会運営委員会で交渉会派から提案されたもののうち、議会運営委員会で賛同が得られた場合に設置されます。そして、先ほども言いましたが、政策検討会議が設置されれば各会派から1名程度入ることとなり、提案会派から座長を選出し、提案会派からは座長以外にもう1人委員になれるということになります。当然、議会事務局が政策検討会議や政策検討会議全体会と連携を取りながら進めていくということです。

富山市議会でもこのように行われたものとして、空き家対策で特別委員会をつくっています。空き家対策の場合は条例化まで行いました。

ですので、富山市議会でも政策検討会議のようなものを今まで全くつくっていなかったということではないと御理解をいただければと思います

座長 ただいま提案のあった件について質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

高田 重信委員 これはこれでそうかなと思うのですけれども、政策立案や条例に対する思いは交渉会派だけではなく、1人会派の皆様もすごく思いを持っておられるときに、わざわざこうした組織でなくとも一議会運営委員会の委員では交渉会派ですよね。各派代表者会議、常任委員会でこういうことをしたいのだという思いを発言する。そこで、委員長が皆様にお諮りをしながら一最終的には議会運営委員会で諮ることになるのかもしれませんが、現在の組織の中で、委員長、議長がしっかりと対応をしていけば、あえてこうしたものをつくる必要はなく、皆様の意見を吸い上げながらできるのではないかと私は思っているのです。

松井委員 この政策検討会議の設置については、前任期のときに公明党も提案しており、自転車に関する条例を厚生委員会で諮りました。

結果はどうであれ、そうした場をちゃんとつくれたということもありますので、現常任委員会の枠内で十分対応可能だと判断しております。そのため、高田 重信委員も言われたように常任委員会の中で手を挙げて、そのテーマに沿って特別委員会をつくるのであればつくる、常任委員会の中でやれるのであれば常任委員会でやっていく、それで十分できるのではないかと考えております。それ以上は、調査・研究していくしかないのかと思います。

村石委員

お二人の言われることはこれまでもやってきたことなので、別に否定はいたしません。ただポイントは政策検討会議ということで設置規程を定め、しっかりとしたものにするということと一常任委員会で議論することもあるかと思いますが、これのみそは全ての会派から代表者として委員が出て、議論をしていく、こうしたことを設置規程の中にしっかりと定めていることです。

したがいまして、政策検討会議という名称にして、設置規程も定め、その都度ではなく、今までやってきたことをそれぞれ明文化していくことが大事だと思います。

赤星委員

私どもも5年前に議会改革について大津市議

会に視察に行きました。政策検討会議の設置については賛成です。

村石委員がおっしゃいましたように、全ての会派から委員が入って具体的に調査して議論するという場で—これまで常任委員会がありましたけれども、常任委員会に入れていない会派もあります。

また、常任委員会の所管する部局とは違うところに関係のある政策はたくさんあります。ですから、こういった会議を設置して、議会側から条例など、よりいろいろな提案ができるという前向きな意味で、設置することに私は賛成です。

座長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。今、これまでも常任委員会、特別委員会で協議することができているので改めて設置する必要はないのではないかという意見と、全会派がみんなで協議できるように政策検討会議の規程を設けておいたほうが良いという意見とで分かれております。

金岡委員 先般の定例会で出されたような意見書についてでも、私の会派としてはいいと思うものには耳を傾けて、話を聞いていきます。そのため、会派間で活発に意見を交わしてい

けば、わざわざこういったものを設置する必要はないのではないかと思います。

尾上委員 常設すると一例えば委員と呼びますけれども一委員が固定されます。例えば、大きな会派であれば、臨時で委員会をつくればテーマにたけた人が集まるということもあるかと思えますので、今までのやり方がいいのかなと私は考えます。

座長 ほかに御意見はないでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長 それでは、設置する、しないということも決まっていないのですけれども、議長にそれぞれの御意見を報告させていただきます。最後に3番目、議会モニターの設置についてであります。まず、提案者であります日本共産党から提案理由の説明をお願いいたします。

赤星委員 資料が大量になってしまいましたけれども、近隣の新潟県上越市議会のホームページで常に公開されている議会モニター会議の資料を添付させていただきました。市民の皆さんに議会が身近だとより感じてい

ただけるよう、開かれた議会づくりに向けて、上越市では各地区から1人ずつ議会モニターを選出されているようですけれども、議会モニターを設置しまして、例えば議会の傍聴していただいた感想、意見を出していただいています。

富山市議会でも行ったらどうかということで提案させていただきました。

実はこれを提案したのは大分前になると思います。なぜかと言いますと、富山市議会は御存じのとおり、いろいろとありました。

全国的に見ても地方議会改革が進んでいる中、気づけば富山市議会ではほとんど行われていなかったということが当時ありました。

私は当時議会改革が進んでいると言われていた上越市と大津市、可児市、高山市に視察に行きました。

そのような中、全国市議会議長会で毎年行われている政策研究フォーラムで各地の取組が報告されていきました。そして、この議会モニターと一連のものとして議会報告会などと一緒に提案したと思っています。

その中からこの項目が出てきて、まだ1期目、2期目の議員の皆さんはこれだけを目にされるとどうかなと思われるかもしれません。普段から議員に接する機会のある方、そうでな

い方といろいろおられます。市民全体から見ると議員に接する機会のある方のほうがどちらかというとな少ないのではないかと思います。そうでない方々も含めて議会への印象や注文など、いろいろな御意見を出していただき、よりよい議会にするためにこういう制度を取り入れたらどうかと、改めて提案させていただいた次第です。

座長 ただいまの提案について、質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 なければ、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

舎川委員 市民の声を吸い上げることはやはり大事だと思います。赤星委員のその思いはすごく大好きで、絶対に大事だと思います。総務省のホームページに議会モニターを設置している自治体が載ってしまして、その設置自治体を全部調べてみたのです。議会基本条例を基にやっっていこうというところなのですが、どこも概ね小規模な市町村――一部中核市候補というところもありました。これを

議員1人当たりの人口で見ると1,000人から2,000人クラス、多くて5,000人クラスでした。

富山市のような中核市、政令市と比べれば、常日頃から一定程度市民と密接な議会がこういったものをつくっているのではないかと勝手ながら推測したのです。

また、中身も見させてもらったのですが、赤星委員には申し訳ないのですが、富山市では議会モニターの設置はなじまないのではないかと思います。

ただ、富山市のような中核市、政令市こそ市民の声を拾い上げるのは難しいのではないかと思います。こうしたときに一勝手ながら調べさせていただいたのですけれども一横浜市で取り組んでいるものがあります。

それは議会モニター制度ではないのですが一横浜市は人口350万人ほどで、議員が80人いたとしても市民の声はある程度しか聞くことはできないのですけれども一横浜市会自由民主党という会派では市民の声をどうやって拾い上げるのかという努力を、システムを構築して、運用している最中なのです。これについてちょっと私も研究をしていきたいと思しますので、議会モニターではないのですけれども、市民の声を拾い上げるシステムを

改めて提案させていただけたらと思います。
今回のこの議会モニター制度の設置は、富山市の自治体規模ではなじまないのではないかと
いうことで、必要ないと思います。ただ、
市民の声を拾い上げるということはしてい
なくてはならないので、システム構築を私
たちも研究していきたいということです。

高田 重信委員 参考資料の議会の対応方針を見ると、ほとんど5番の「意見・感想としてお聞きする」になっているわけですね。そのことと、舎川委員が言われたことを考えると、この議会モニター制度は今すぐは必要ないと思うので、設置については反対です。
ただ、市民の意見を拾い上げるという形で、新しい方向性や取組をまた模索、検討していく余地はあるかと思います。

村石委員 議会事務局にお尋ねします。
議会だよりについて、年1回の感想—アンケートがありますけれども、あれは市民からの多様な意見が送られてくるのでしょうか。

議事調査課長 議会だよりのアンケートですけれども、年に1回行っておりまして、回答者は大体100名程度だと思います。

その中の御意見にこういったものがあるのかについては今、資料がないので分かりませんが、多様な御意見はある程度含まれていると思っております。

村石委員

議会だよりの中に、そのアンケートの答えがあるということを確認したいのと、高田 重信委員も舎川委員もおっしゃいましたが、やはり市民の声—資料に書いてある市民目線で議員だけでは気づかないことなど、多様な意見を出してもらおうという趣旨は賛同できます。具体的に議会モニターをつくるのか、つくらないのかは、今日の段階で結論は出ないと思うので、継続協議ということを私は訴えたいと思います。

添付資料についての感想を言いますと、資料6の2ページに主な成果と課題ということで、例えば意見1だと一般質問の重複は無駄であり、調整すべきではないか、意見2は委員会の開催日程が決まったらすぐにホームページで知らせしてほしい、意見4は理事者側もタブレットを使用したらどうか、意見7は議員が使用する説明用パネルが傍聴席から見えない、のようにいろいろな意見があります。

何を言いたいのかということ、上越市議会のこうしたことを調査・研究して、私たちも取り

入れたほうがいい、今後検討したほうがいいという内容もあるということです。ただ単に議会モニターを設置する、しないだけではなく、共産党会派の提案した趣旨、内容について各会派で調査・研究したほうがいいという、私の意見です。

大島委員 先ほど、市議会だよりのアンケートは100件ぐらいと言われたのですが、我々議員に対して、抜粋したものを頂いた記憶はあるのですけれども、全てを頂いたのかどうか記憶にないのです。その辺はどういう告知をされているのか教えていただけませんかでしょうか。

議事調査課長 通常、議会だよりの最終ページでの掲載にて御報告としているかと思えます。

大島委員 何年か前に、こういう意見がありましたと抜粋したものを直接頂いた記憶はあるのですけれども、できれば生の声で全部一何も加工していないもので頂けると、私たちの参考になりますし、そういう形で頂くことで、まずは議会モニターの前段階と考えられるのではないかと思います。

議事調査課長 どういった意見があるのかを確認させていた

だいたいで、お渡しできるものであれば、随時、全議員に積極的にお渡ししたいと思っております。

松井委員

議会モニターは中身的にはいいものだと思いますけれども、この議会モニターのメンバーの決定など、公平性が保てるのかどうかもやはり問題になってくると思います。今の時点ではこの議会モニターについては必要ないと思います。

本来、議会への意見、感想などといった部分は、我々議員が市民の意見の代弁者であるわけですが、期と年数を重ねても、一定方向しか見えなくならないように、議員がしっかりと市民の声を聞く、やはりこれが大事ではないでしょうか。

赤星委員

20年以上前でしょうか、当時、何十もの全国の自治体議会と交流をされていて、他の自治体議会の議会報を見ていると、傍聴された方の意見をそのまま載せているところがありました。

これはいいと思い、富山市議会でも傍聴席に感想文用紙を置いてもらったのですが、これは今でもあるのでしょうか。

議事調査課長 今でも設置しています。

赤星委員 私たちはそれを見たこともなく、もったいないと思います。

まずは議会報のアンケートと傍聴された方の意見も生で全議員に見せていただけたらと思います。

そして、議会モニター制度をそのまま行うと言うつもりはなくて、皆さんおっしゃるように、どういう形がいいのか、今よりももっと多様な意見を吸い上げる仕組みができればいいと思っております。

今後、他の議会との交流や視察などで勉強させていただいて、構築できればいいと思っております。

座長 今のお話で、共産党さんからの提案にある市民の意見を幅広く聞いていくという方向性は意見が一致しているという形です。

そのやり方については、議会モニターだけではなく、各会派からも御意見をいただきながら検討していくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのようにさせていただきます。
以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

本日、御協議いただいた項目については、私から議長に結果を報告することといたしますので、御承知おき願います。

次回の開催日程及び協議事項については正・副座長で協議して、改めて御案内させていただきます。

これをもって本日の議会改革検討調査会を閉会といたします。

令和4年7月13日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 高 田 真 里

署 名 委 員 大 島 満

署 名 委 員 谷 口 寿 一